

令和5年4月28日
港湾局海洋・環境課

洋上風力発電設備の設置及び維持管理に不可欠な基地港湾として 新たに新潟港を指定しました

国土交通省は、港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)として、新たに新潟港を指定しました。

洋上風力発電設備の設置及び維持管理にあたっては、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭が必要です。

このため、国土交通省では、国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(以下、基地港湾)を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産を、発電事業者に対し長期・安定的に貸し付ける制度を令和2年2月に創設しました。同制度に基づき、これまでに4港(秋田港、能代港、鹿島港、北九州港)を基地港湾に指定しています。

4月6日に開催した「交通政策審議会 港湾分科会 環境部会 洋上風力促進小委員会(第22回)」における基地港湾の指定に係る議論を踏まえ、本日付で、港湾法に基づく基地港湾として新たに新潟港を指定することとしましたので、お知らせいたします。

なお、制度の詳細い内容等につきましては、以下の国土交通省 HP をご参照ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001459708.pdf>)

【お問合せ先】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 山本、神戸、中川

電話: 03-5253-8111(内線 46658、46659、46660)、03-5253-8674(直通)